

○弥富市精神障害者医療費支給条例

平成4年3月31日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者の医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 この条例により精神障害者医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第5条に規定する精神障害者と診断されている者をいう。)であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けており、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証(以下「自立支援医療受給者証」という。)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に限る。)の交付を受けている者
  - (2) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)の交付を受けている者(前号に該当する者を除く。)
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(第1号に該当する者を除く。)
  - (4) 病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている者(法第29条又は第29条の2並びに第1号及び前号に該当する者を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者と

しない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が同法第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (4) 弥富市子ども医療費支給条例（昭和48年弥富町条例第11号）により医療費の支給を受けることができる者の監護する子ども
- (5) 弥富市障害者医療費支給条例（昭和48年弥富町条例第19号）により医療費の支給を受けることができる者
- (6) 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年弥富町条例第26号）により医療費の支給を受けることができる者
- (7) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

（住所地特例）

第3条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる受給資格者については、前条第1項の規定にかかわらず、受給資格を失わない。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条第1項に該当する者については、同項の規定にかかわらず、受給資格者としてしない。

（支給の範囲）

第4条 市長は、次条第1項の規定により精神障害者医療費受給者証又は精神障害

者医療費受給者認定書の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該受給資格者に対する当該各号に定める医療費について、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する者 全ての通院医療及び入院医療に係る医療費
- (2) 第2条第1項第2号に規定する者 精神通院医療に係る医療費
- (3) 第2条第1項第3号に規定する者 全ての入院医療に係る医療費
- (4) 第2条第1項第4号に規定する者 病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療に係る医療費

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法により算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給者証等）

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する者 精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）
- (2) 第2条第1項第4号に規定する者 精神障害者医療費受給者認定書

2 受給者証の交付を受けた者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」

という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けた者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第7条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が受給資格者でなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供す

ることができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(十四山村の編入に伴う経過措置)

3 十四山村の編入の日前に十四山村精神障害者医療費の助成に関する条例(平成14年十四山村条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成7年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第28号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第75号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第28号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市障害者医療費支給条例、弥富市母子家庭等医療費支給条例及び弥富市精神障害者医療費支給条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第16号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の弥富市精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付から適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に交付を受けている精神障害者保健福祉手帳（同日以後に更新したものは除く。）の有効期限内における精神障害者医療費の受給資格者の要件及び支給の範囲については、なお従前の例による。